

【参考条文】

(1) 検討条項	2
(2) 認定放送持株会社制度関係	3

(1) 検討条項

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

附則（平成十九年法律第百三十六号）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第二十条第一項第五号に規定する協会国際衛星放送、新放送法第百四十七条第一項に規定する有料放送、新放送法第百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第九十八条第二項に規定する認定基幹放送事業者の地位の承継及び新放送法第百六十条に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 （略）

(2) 認定放送持株会社制度関係

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（定義等）

第百五十八条 この章において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第百六十四条第一項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

2 前項の場合において、会社が保有する議決権には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（認定）

第百五十九条 二以上の基幹放送事業者（当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第百六十六条第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。

二 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ （1）若しくは（2）に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は（1）から（3）までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

（1） 日本の国籍を有しない人

- (2) 外国政府又はその代表者
- (3) 外国の法人又は団体
- ロ (1) に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により (2) に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社 (イに該当する場合を除く。)
- (1) イ (1) から (3) までに掲げる者
- (2) (1) に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
- ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社
- ニ 第百三条第一項又は第百四条 (第五号を除く。) の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ホ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ヘ 第百六十六条第一項 (第二号を除く。) 又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項 (第四号を除く。) 若しくは第五項 (第五号を除く。) の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- チ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項 (第三号を除く。) の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- リ 電波法第七十六条第六項 (第三号を除く。) の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ヌ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社
 - (1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - (2) ニからリまでのいずれかに該当する者
- 3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 認定を申請する者 (認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。) の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 三 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 四 その他総務省令で定める事項
- 4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出)

第一百六十条 前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することとなつたとき（当該認定を受けた際現に二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する場合を除く。）。
- 二 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第一百六十一条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等（第一百五十九条第二項第五号イ（1）から（3）までに掲げる者又は同号ロ（2）に掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

- 2 第一百六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第一百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第一百六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第一百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第一百五十二条第一項」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一百六十一条第一項及び同条第二項において準用する第一百六条第二項」と、「第九十三条第一項第六号ホ（1）」とあるのは「第一百五十九条第二項第五号ロ（1）」と、「同号ホ（2）」とあるのは「同号ロ（2）」と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ（1）及び（2）」とあるのは「同号ロ（1）及び（2）」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第一百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第一百六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

- 2 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは、「第一百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第

一項第四号」とする。

- 3 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。
- 4 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

(子会社の責務)

第百六十三条 子会社地上基幹放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。）は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

(議決権の保有制限)

第百六十四条 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有する株式（その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。）のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主（特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

- 2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(承継)

第百六十五条 認定放送持株会社はその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。

- 2 第百五十九条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(認定の取消し)

第百六十六条 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、

その認定を取り消さなければならない。

- 一 第一百五十九条第二項第五号イからヌまで（へを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。
- 2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
- 一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する株式会社とならなかつたとき。
 - 二 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。
 - 三 不正な手段により認定を受けたとき。
 - 四 第一百五十九条第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたとき。